

平成30年度 第1回  
熊本県私立学校審議会  
会議資料

日時：平成30年8月29日（水）午後3時～  
場所：熊本県庁本館5階 審議会室



# 資 料 目 次

## 【諮問事項】

鎮西高等学校商業科の廃止認可について	・・・・・・・・・・	1
有明高等学校商業科の廃止認可について	・・・・・・・・・・	2
勇志国際高等学校の学則変更認可について	・・・・・・・・・・	3
くまもと清陵高等学校の学則変更認可について	・・・・・・・・・・	9

鎮西高等学校の学科廃止認可について  
 (学校教育法第4条第1項に基づく認可)

学 校 名	鎮西高等学校	校 長 名	上田 道隆
所 在 地	熊本市中央区九品寺3 - 1 - 1	設置認可日	昭和23年4月1日
設置者名	学校法人鎮西学園	理事長名	上田 祐規
廃止時期	知事の認可日		
廃止理由	生徒数の減少等から、平成28年度以降の入学生の募集を停止していた商業科について、将来にわたり再開の予定がないため。		
寄附行為 変更内容	変更前	変更後	
	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、浄土宗法然上人の仏教精神に則り、宗教教育<u>並びに</u>普通教育<u>及び</u>実業教育を施し、有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>1 鎮西高等学校 全日制課程 普通科 <u>商業科</u></p> <p>2 真和高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>3 真和中学校</p> <p>4 鎮西中学校</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、浄土宗法然上人の仏教精神に則り、宗教教育<u>及び</u>普通教育を施し、有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>1 鎮西高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>2 真和高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>3 真和中学校</p> <p>4 鎮西中学校</p>	
生徒の 処置方法	平成29年度末をもって全員卒業。		
指導要録 等の保存	商業科の卒業生に関する指導要録等は、学校が金庫で保管する。		
教職員の 処置方法	商業科で商業を担当していた職員2名は、引き続き普通科にて情報を担当。		
施設 の 処置方法	教室及び教具等は引き続き普通科で利用する。		
教 職 員 組 織	廃止前	廃止後	
	<p>校 長 1名</p> <p>教 員 専 任 36名</p> <p>兼 任 17名</p> <p>職 員 12名</p>	<p>校 長 1名</p> <p>教 員 専 任 36名</p> <p>兼 任 17名</p> <p>職 員 12名</p>	

有明高等学校の学科廃止認可について  
 (学校教育法第4条第1項に基づく認可)

学 校 名	有明高等学校	校 長 名	片山 盛雄
所 在 地	荒尾市増永2200	設置認可日	昭和36年2月28日
設置者名	学校法人有明学園	理事長名	片山 盛雄
廃止時期	知事の認可日		
廃止理由	生徒数の減少等から、平成13年度以降の入学生の募集を停止していた商業科について、将来にわたり再開の予定がないため。		
寄附行為 変更内容	変更前	変更後	
	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 有明高等学校 全日制の課程 商業科 看護科 機械科 電気情報科 普通科 福祉科 看護専攻科	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 有明高等学校 全日制の課程 看護科 機械科 電気情報科 普通科 福祉科 看護専攻科	
生徒の 処置方法	平成14年度末をもって全員卒業。		
指導要録 等の保存	商業科の卒業生に関する指導要録等は、学校が金庫で保管する。		
教職員の 処置方法	商業科で商業を担当していた職員2名のうち1名は平成13年度末で退職し、1名は引き続き普通科にて情報を担当。		
施設 の 処置方法	教室及び教員等は引き続き普通科等で利用する。		
教 職 員 組 織	廃止前	廃止後	
	校 長 1名 教 員 専 任 48名 兼 任 17名 職 員 26名	校 長 1名 教 員 専 任 48名 兼 任 17名 職 員 26名	

勇志国際高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第10号に基づく認可）

学 校 名	勇志国際高等学校	校 長 名	野田 将晴
所 在 地	天草市御所浦町牧島 1065番地3	設置認可日	平成22年3月19日
設置者名	学校法人青叡舎学院	理事長名	熊本 研一
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限 収 容 定 員	通信制課程（普通科） 3年以上 2,000人
変更時期	平成31年4月1日		
変更理由	<p>1 面接指導等実施施設の追加 高等学校通信教育規程第2条第1項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設（以下、「面接指導等実施施設」という。）に関する事項を追加する。 生徒の通学の利便性向上及び面接指導の充実を図るため、平成23年度に千葉学習センター、平成25年度に福岡学習センターを面接指導等実施施設として届出により設置。 平成30年4月1日に施行された学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、通信制の課程を置く高等学校の学則中に、面接指導等実施施設に関する事項を記載しなければならないこととされたため、今回学則変更認可申請が行われた。</p> <p>2 生徒納付金の変更 インターネット教材のリニューアル等を行うため、教育充実費として年間50,000円を徴収する。 また、平成26年度に設置した特進コースについて、生徒数の減少から廃止することとし、コース授業料の規定を削除する。</p>		
変更内容	変更前		変更後
	別紙「学則比較対照表」のとおり		別紙「学則比較対照表」のとおり

## 学則比較対照表

## 変更前

第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導を受けなければならない。

- 2 前項で定める面接指導の一部を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。ただし協力校以外の施設で面接指導を実施するのは、熊本県が教育上・安全上支障がなく面接指導実施施設として認める場合に限る。

(略)

別表1 本校入学金授業料及び諸経費 (単位 円)

項目	金額	備考
選考料	10,000	
入学金	30,000	
施設設備費(年)	30,000	
授業料(年)	1単位 10,000	年度始めに全納、事情により分納可、基本的に1年次23単位、2年次25単位、3年次26単位個人により異なる。必要修得単位数は74単位以上である。
特進コース授業料(年)	360,000	特進コース生のみ
視聴覚授業料(年)	30,000	
卒業準備金	2,000	卒業年度のみ徴収
日本スポーツ振興センター(年)	250	

## 変更後

第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導及び試験を受けなければならない。

- 2 前項で定める面接指導及び試験を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。

- 3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。

千葉学習センター 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル

福岡学習センター 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階

(略)

別表1 本校入学金授業料及び諸経費 (単位 円)

項目	金額	備考
選考料	10,000	
入学金	30,000	
施設設備費(年)	30,000	
授業料(年)	1単位 10,000	年度始めに全納、事情により分納可、基本的に1年次23単位、2年次25単位、3年次26単位個人により異なる。必要修得単位数は74単位以上である。
教育充実費(年)	50,000	平成31年度生1年生から徴収
視聴覚授業料(年)	30,000	
卒業準備金	2,000	卒業年度のみ徴収
日本スポーツ振興センター(年)	250	

### 勇志国際高校千葉学習センターの概要

所在地	千葉県松戸市新松戸 4-48 大川ビル
施設面積・教室数	専用面積 96.5 m <sup>2</sup> ・4 教室
定員	54 名（教室 15 名、 14 名、 12 名、 13 名）
施設所有形態	所有者大川明子氏と株式会社青山英語学院が賃貸借契約を締結しており、施設の一部について株式会社青山英語学院と学校法人青叡舎学院が賃貸借契約を締結する予定である。（H30.9 頃） 賃貸借期間は 3 年間で、更新拒絶の意思表示がない場合、自動更新される。

### 広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可に関する審査基準適合状況

内容		千葉学習センター	適否
1 面接指導等実施施設の管理	(1)生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと	関東在住の生徒の経済的・精神的負担軽減のため必要と認められる。 安全面については、消防用設備点検結果報告書を松戸市馬橋消防署に提出済みであり、改善箇所はない。	適
	(2)原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること	教育区域（47 都道府県）内に所在している。	適
	(3)高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと	新松戸駅から 10 分程度の大通り沿いに立地、近隣には流通経済大学新松戸キャンパスやスーパー等があり、風俗店等はなく、教育を行う上で不適切な環境とは認められない。	適
	(4)実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること	面接指導等実施施設としての利用を目的とする賃貸借契約を締結予定（H30 年 9 月頃）。	（適）
	(5)法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと	面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設ではない。	適

内容		千葉学習センター	適否
2 施設及び設備	(1)面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施にあたり必要な施設及び設備を有していること	<p>体育以外を当該施設で行うこととしており、必要な施設及び設備を有している。</p> <p>体育については、松戸市市民交流会館屋内運動場で行う。</p>	適
	(2)面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	<p>定員 54 名に対し 4 教室確保されており、面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有している。</p>	適
	(3)施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること	<p>施設については、3 年間の賃貸借契約を締結予定。</p> <p>机、いす、パソコン等の設備については自己所有。</p>	適
3 指導体制	面接指導等を実施するにあたって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	<p>実施教科・科目に応じた 13 名の担当教員が面接指導等を行うこととしており、必要な教員の配置がなされている。</p>	適
4 その他	面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと	<p>名称は「千葉学習センター」であり、不適切な名称ではない。</p>	適

### 勇志国際高校福岡学習センターの概要

所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階
施設面積・教室数	専用面積 256.7 m <sup>2</sup> ・3教室
定員	95名(教室 35名、 35名、 25名)
施設所有形態	所有者岡部産業株式会社と学校法人青叡舎学院が賃貸借契約を締結している。 賃貸借期間は10年間で、更新拒絶の意思表示がない場合、自動更新される。

### 広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可に関する審査基準適合状況

内容		福岡学習センター	適否
1 面接指導等実施施設の管理	(1)生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと	福岡在住の生徒の経済的・精神的負担軽減のため必要と認められる。 安全面については、消防用設備点検結果報告書を福岡市博多消防署に提出済みであり、一部改善箇所については、12月末までに改善される予定。	適
	(2)原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること	教育区域(47都道府県)内に所在している。	適
	(3)高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと	博多駅から徒歩10分程度の大博通り沿いに立地、近隣には飲食店やビジネスホテル等があり、風俗店等はなく、教育を行う上で不適切な環境とは認められない。	適
	(4)実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること	面接指導等実施施設としての利用を目的とする賃貸借契約締結済み。	適
	(5)法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと	面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設ではない。	適

内容		福岡学習センター	適否
2 施設及び設備	(1)面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施にあたり必要な施設及び設備を有していること	<p>体育以外を当該施設で行うこととしており、必要な施設及び設備を有している。</p> <p>体育については、九電記念体育館で行う。</p>	適
	(2)面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	定員 95 名に対し 3 教室確保されており、面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有している。	適
	(3)施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること	<p>施設については、10 年間の賃貸借契約締結済（H25 年 3 月 19 日）、机、いす、パソコン等の設備については自己所有。</p>	適
3 指導体制	面接指導等を実施するにあたって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	実施教科・科目に応じた 12 名の担当教員が面接指導等を行うこととしており、必要な教員の配置がなされている。	適
4 その他	面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと	名称は「福岡学習センター」であり、不適切な名称ではない。	適

くまもと清陵高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第10号に基づく認可）

学 校 名	くまもと清陵高等学校	校 長 名	組脇 泰光
所 在 地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字小野5番300	設置認可日	平成29年3月24日
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理事長名	組脇 泰光
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限 収 容 定 員	通信制課程（普通科） 3年以上 900人
変更時期	平成31年4月1日		
変更理由	<p>1 面接指導等実施施設の追加          高等学校通信教育規程第2条第1項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設（以下、「面接指導等実施施設」という。）に関する事項を追加する。          関西近辺在住の生徒の通学の利便性向上及び面接指導の充実を図るため、面接指導等実施施設を新たに設置する。</p>		
変更内容	変更前	変更後	
	（新規）	<p><u>第5条</u> 本校の面接指導等実施施設を以下のとおり設置するものとする。  <u>所在地</u> 滋賀県大津市本丸町1-4  <u>名称</u> くまもと清陵高等学校滋賀学習センター</p>	
	（略）	（略）	

くまもと清陵高等学校滋賀学習センターの概要

所在地	滋賀県大津市本丸町 1-4 2階
施設面積・教室数	専用面積 74.8 m <sup>2</sup> ・2教室
定員	60名(教室 36名、24名)
施設所有形態	株式会社おうみ教育社と学校法人熊ゼミ学園が賃貸借契約を締結している。 期間は3年間で、更新拒絶の意思表示がない場合、自動更新される。

広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可に関する審査基準適合状況

内容		滋賀学習センター	適否
1 面接指導等実施施設の管理	(1)生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと	関西在住の生徒の経済的・精神的負担軽減のため必要と認められる。 安全面については、消防用設備点検結果報告書を大津市南消防署に提出済みであり、改善箇所はない。	適
	(2)原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること	教育区域(47都道府県)内に所在している。	適
	(3)高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと	膳所本町駅から徒歩2分程度の場所に立地、近隣には信用金庫や郵便局等があり、風俗店等はなく、教育を行う上で不適切な環境とは認められない。	適
	(4)実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること	面接指導等実施施設としての利用を目的とする賃貸借契約締結済み。	適
	(5)法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと	面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設ではない。	適

内容		滋賀学習センター	適否
2 施設及び設備	(1)面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施にあたり必要な施設及び設備を有していること	<p>体育以外を当該施設で行うこととしており、必要な施設及び設備を有している。</p> <p>体育については、皇子が丘体育館で行う。</p>	適
	(2)面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	<p>定員60名に対し2教室確保されており、面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有している。</p>	適
	(3)施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること	<p>施設については、3年間の賃貸借契約締結済（H30年8月4日）。</p> <p>机、いす、パソコン等の設備についても、施設と同様3年間の賃貸借契約締結済。</p>	適
3 指導体制	面接指導等を実施するにあたって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	<p>実施教科・科目に応じた11名の担当教員が面接指導等を行うこととしており、必要な教員の配置がなされている。</p>	適
4 その他	面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと	<p>名称は「滋賀学習センター」であり、不適切な名称ではない。</p>	適